

退職手当の基本額に係る減額特例に関する報告書

令和 年 月 日に退職した職員 は、減額改定以外の理由により給料月額が減額された場合に該当するため、減額がなかったとした場合の給料月額（給与改定）について、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

長野県市町村総合事務組合管理者 様

長氏名



記

減 額 日	令和7年4月1日
当該減額日に減額がなかったものとした場合の給料月額（号俸の切替え及び給与改定の遡及適用を含む。）	級 号俸 円

退職手当の基本額に係る減額特例に関する報告書

退職日

令和\*\*年\*\*月\*\*日に退職した職員 (氏名) は、減額改定以外の理由により給料月額が減額された場合に該当するため、減額がなかったとした場合の給料月額（給与改定）について、下記のとおり報告します。

令和\*\*年\*\*月\*\*日 退職日以降

長野県市町村総合事務組合管理者 様

〇〇〇 長 〇 〇 〇 〇 印

記

減 額 日	令和7年4月1日
当該減額日に減額がなかったものとした場合の給料月額（号俸の切替え及び給与改定の遡及適用を含む。）	4 級 77 号俸 393,200 円

（算出例）

- ・減額日前日 R7.3.31
- ・減額前給料月額 (行1) 4級 85号俸 382,800円

- ① 減額日における号俸切替 4級 85号俸 ⇒ 4級 77号俸
- ② 減額日における給与改定 382,800円 ⇒ 393,200円  
(遡及適用)